

日亜グループ CSR 調達ガイドライン

2026 年 2 月（初版）

日亜化学工業株式会社

サプライヤーの皆様へ

日亜グループは「環境を大切にしよう」という方針のもと、高性能・長寿命・高信頼性を大切にしたものづくりに努めています。併せて法令、社会規範等を遵守し、公正な企業活動を行うことにより、日本とともに、また世界の産業とともに発展していくことを目標としています。こうした活動を通じて「存在意義が認められる会社」として存続することを願っています。この基本的理念を実践するため、企業としての方針を掲げています。

その方針に基づき、各サプライヤー様にご協力いただきたい事項を本ガイドラインで明確にしました。日亜グループと直接取引のある各サプライヤー様だけでなく、そのサプライチェーン全体にも展開していただくをお願いいたします。

目次

1.	労働	5
1.1.	雇用に関して	5
1.2.	児童労働について	5
1.3.	労働時間	5
1.4.	賃金・福利厚生	5
1.5.	人道的待遇	5
1.6.	差別・ハラスメント排除	5
1.7.	地域社会への配慮と人権尊重	6
1.8.	労働者の権利	6
2.	安全衛生	6
2.1.	安全確保	6
2.2.	緊急時対応	6
2.3.	事故・疾病管理	6
2.4.	産業衛生	6
2.5.	過酷作業への配慮	6
2.6.	設備安全	6
2.7.	衛生・食事・住居	7
2.8.	安全衛生情報	7
3.	環境	7
3.1.	環境許可・報告	7
3.2.	汚染防止・資源削減	7
3.3.	危険物管理	7
3.4.	固形廃棄物	7
3.5.	大気排出	7
3.6.	使用物質の制限	7
3.7.	エネルギー・温室効果ガス	7
3.8.	生物多様性・生態系保全	8
4.	ビジネス倫理	8
4.1.	高潔性の維持	8
4.2.	不適切な利益の排除	8
4.3.	情報開示	8
4.4.	知的財産	8
4.5.	公正な事業・広告・競争法遵守	8
4.6.	告発者保護・報復排除	8
4.7.	責任ある鉱物調達	9
4.8.	反社会的勢力の排除	9
4.9.	適切な輸出入管理	9

5.	マネジメントシステム.....	9
6.	品質・安全性.....	9
6.1.	製品安全.....	9
6.2.	品質保証.....	9
6.3.	緊急事態対応・事業継続.....	10
7.	個人情報・機密情報漏洩防止.....	10
7.1.	サイバー攻撃対応.....	10
7.2.	プライバシーと知的財産の保護.....	10
7.3.	個人情報漏洩防止策.....	10
7.4.	顧客・第三者機密情報漏洩防止策.....	10

1. 労働

労働者の人権を尊重し、国際的に理解される形で、尊厳と敬意を持って接する必要があります。これは、臨時雇用、移民労働者、学生、直接雇用、その他すべての雇用形態に適用されます。

1.1. 雇用に関して

強制労働や債務による拘束、強要、奴隷的労働、または人身売買による労働力の利用は禁止します。脅迫や詐欺による採用・移送・隠匿・譲渡も認めません。施設への不当な出入り制限や自由な移動の妨げも禁じます。

雇用契約は、労働者の理解できる母国語、その他の言語で提示し、外国人労働者には出国前契約書の交付が必須です。現地到着後の契約変更は、法令遵守と同等以上の条件でのみ認めます。

労働は自発的であるべきであり、労働者は適切な通知の下、罰則や違約金なしで退職や休業が可能でなければなりません。

身分証やビザなどの書類は、法律で定められる場合を除き会社側で保管してはなりません。保管が必要な場合も、労働者本人が管理可能でなければなりません。

就職斡旋手数料などは労働者に負担させず、支払いが判明した場合は返金されなければなりません。

1.2. 児童労働について

いかなる作業においても児童労働は禁止しなければなりません。児童とは、15歳、義務教育修了年齢、または雇用最低年齢のいずれかにおいて最も高い年齢未満を指します。

年齢確認体制を整備し、職場学習プログラムは法令遵守の範囲で行わなければなりません。各国の法令または国際基準に基づき、法定年齢に達していない者は夜勤・残業など危険な作業に従事させてはなりません。

学生労働者の記録管理と教育パートナーへの厳格な審査、権利保護を徹底し、必要な支援・研修を提供する必要があります。給与は現地法の定めがない場合、同等業務の新人労働者と同額以上としなければなりません。

1.3. 労働時間

過度な労働は生産性低下や離職、事故、疾病増加と関連があるため、現地法および国際基準を考慮し労働時間、休日を適切に管理しなければなりません。

1.4. 賃金・福利厚生

賃金、手当、福利厚生は関連法令を遵守し、残業には割増賃金を支払われなければなりません。明確な給与明細を適時に交付し、臨時、派遣、外部委託労働者の使用も法令範囲内にしなければなりません。

1.5. 人道的待遇

暴力、性暴力、ハラスメント、体罰、精神的・身体的抑圧、いじめ、侮辱、言語虐待など非人道的または不快な扱いは禁止しなければなりません。懲戒方針およびその手続きを明確に定め、周知しなければなりません。

1.6. 差別・ハラスメント排除

ハラスメントや違法な差別のない職場づくりに取り組まなければなりません。採用、昇進、報酬、教育訓練などにおいて、あらゆる属性（人種、性別、年齢、国籍、障害、妊娠、宗教、政党・組合加入、軍

歴、遺伝情報、配偶者の有無など）による差別やハラスメントを行ってはなりません。

1.7. 地域社会への配慮と人権尊重

事業活動を行う地域において、現地法令および国際基準を遵守し、先住民や少数民族の生活・文化・宗教・歴史を尊重しなければなりません。また、事業活動が地域社会に与える影響について配慮し、持続可能な発展を促進するために地域社会や住民との協働、侵害の予防・管理・是正の体制を整備する必要があります。

1.8. 労働者の権利

法令に定められた労働者の権利を尊重しなければなりません。これらを差し控える権利も尊重し、労働者および労働者の代表者が意見を率直に表明できる環境を提供する必要があります。

2. 安全衛生

安全で衛生的な職場が、事故、疾病の防止だけでなく、品質や労働意欲の向上につながることを認識し、ISO 45001 や ILO ガイドライン等を参考にし、継続的な開示と情報教育に努めなければなりません。

2.1. 安全確保

化学、電気、火災、機械、墜落などの危険を特定・評価し、管理策（除去、代替、設計、工学・管理的対策、保守、安全作業手順など）を実施しなければなりません。労働者の理解できる母国語、その他の言語で教育し、妊娠・育児中の女性に対する配慮も必要です。

2.2. 緊急時対応

緊急事態の特定・評価、報告・通知・避難手順、教育訓練、年1回以上の防災訓練を実施しなければなりません。適切な防災設備、避難手段、緊急時連絡先と緊急事態からの復旧計画も用意し、生命・環境・資産の損害を最小限にしなければなりません。

2.3. 事故・疾病管理

現地法令で定められた労働関連法令を遵守し、事故・疾病の防止、管理、記録、報告制度を運用しなければなりません。労働者からの報告の奨励と必要な治療の提供、原因調査、是正措置、復職支援などの規定を含めなければなりません。

2.4. 産業衛生

化学・生物・物理的薬剤への曝露を特定し、管理策を講じなければなりません。危険源の除去、軽減が不可能な場合は、設計・工学・運用管理で制御し、保護具を無料提供しなければなりません。

2.5. 過酷作業への配慮

手作業、重労働、反復作業、長時間立ち仕事などのリスクを特定・評価し、管理しなければなりません。

2.6. 設備安全

生産設備・機械は危険源を評価し、物理的防護、インターロック、障壁を設置し、適切に維持管理しな

ければなりません。

2.7. 衛生・食事・住居

清潔なトイレ、飲料水、衛生的な食事施設を提供し、寮を提供する場合は安全、清潔を維持し、非常口、入浴設備、照明、暖房、換気、個人スペース、貴重品保管設備を備えなければなりません。

2.8. 安全衛生情報

労働者が曝露する可能性のある危険源について、安全衛生の情報と教育を労働者の理解できる母国語、その他の言語で提供しなければなりません。情報は施設内に掲示し、作業開始前・定期的に教育訓練を行わなければなりません。

3. 環境

環境保護が高品質な製品づくりに不可欠であることを認識し、地域・環境・資源への悪影響を最小限にしなければなりません。

3.1. 環境許可・報告

必要な環境許可・認可・登録を取得・維持し、要求事項を遵守しなければなりません。

3.2. 汚染防止・資源削減

汚染物質や廃棄物の発生を最小化・除去し、天然資源（水、化石燃料、鉱物など）の使用も削減・再利用・リサイクルを推進し、適切に管理しなければなりません。また、水使用量削減目標を設定し、効率的な利用と節水に努めなければなりません。

3.3. 危険物管理

有害物質・廃棄物などは特定・表示・管理し、安全な取り扱い・移動・保管・処分を徹底しなければなりません。

3.4. 固形廃棄物

固形廃棄物の特定・管理・削減・適切な廃棄・リサイクル体制を確立しなければなりません。

3.5. 大気排出

VOC（揮発性有機化合物）、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質などの排出は評価・監視・制御し、処理を施さなければなりません。排出システムの運用も日常的に監視しなければなりません。

3.6. 使用物質の制限

製品や製造工程での特定物質の使用制限・禁止、廃棄物表示などについて、法規・顧客要求を遵守しなければなりません。

3.7. エネルギー・温室効果ガス

温室効果ガス削減目標を定め、エネルギー消費・排出を記録・公開し、効率改善・排出最小化に取り組

まなければなりません。

3.8. 生物多様性・生態系保全

生物多様性・生態系保全に配慮した調達を常に意識し、以下の例に留意しなければなりません。

- ・ 生態系配慮済み資材の優先調達
- ・ 原材料の採掘・製品開発・生産・調達の生態系配慮
- ・ 土地取得・建物建替時の希少生物保護、動物生息圏分断回避
- ・ 在来種による緑化、植林などの自然保護活動
- ・ 汚染防止・3R (Reduce、Reuse、Recycle) 活動・省エネなどの継続的改善
- ・ 調達先への生態系保全推進

4. ビジネス倫理

社会的責任を果たし、健全な事業活動のため、以下のビジネス倫理を遵守しなければなりません。

4.1. 高潔性の維持

贈収賄・汚職・横領・強奪を一切禁止し、すべての取引は透明性を持って会計帳簿に正確に記録されなければなりません。汚職防止法令遵守のため、監視・手続きも実施しなければなりません。

4.2. 不適切な利益の排除

賄賂や不正な利益供与・受領は、第三者経由も含めて禁止し、贈収賄防止法令遵守のための監視・記録保存・手続きも徹底しなければなりません。

4.3. 情報開示

取引は透明性を持ち、会計・記録に正確に反映される必要があります。労働・安全衛生・環境・事業構造・財務・業績などの情報は関連法令・業界慣習に基づき開示しなければなりません。サプライチェーンの実態や施策について虚偽記載は認められません。また、製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に対して開示する必要があります。

4.4. 知的財産

知的財産権を尊重し、技術・ノウハウの移転は権利侵害がないよう実践し、顧客・サプライヤー情報も保護しなければなりません。

4.5. 公正な事業・広告・競争法遵守

公正な競争を基本とし、誠実な広告を行い、競争に関する法令や顧客情報保護についての措置も講じなければなりません。

4.6. 告発者保護・報復排除

法律で禁止されない限り、サプライヤー・従業員の内部告発者保護プログラムを維持し、報復のない懸念提起プロセスを周知・保持しなければなりません。

4.7. 責任ある鉱物調達

製品に含まれる鉱物（錫、タンタル、タングステン、金、コバルト、天然黒鉛、リチウム、ニッケル、雲母など）の調達源・管理について、OECD ガイダンスや EU 規則など国際基準に則ったデューディリジェンスを実施しなければなりません。リスクカテゴリーも OECD や EU が示す社会・環境リスクを網羅し、調達する必要があります。

4.8. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を含め一切の関係を持たず、反社会的勢力と関係のある企業とは利益供与や資金提供をはじめとする取引をしてはなりません。

4.9. 適切な輸出入管理

規制対象技術・物品の輸出入は管理体制を整備し、適切な手続きを実施しなければなりません。各国の法規制を理解し、必要な許可取得などを行わなければなりません。

5. マネジメントシステム

本規範に関する範囲で、管理システムの導入・構築を推進しなければなりません。

例：

- ・ 企業のコミットメント
- ・ 経営者責任
- ・ 法令・顧客要求
- ・ リスク特定・管理
- ・ 改善目標
- ・ 教育・訓練
- ・ コミュニケーション
- ・ 労働者参加・苦情受付
- ・ リスク評価・監査
- ・ 是正措置
- ・ 文書管理・記録保存

6. 品質・安全性

6.1. 製品安全

設計段階で十分な安全性を確保し、製造責任を踏まえて販売しなければなりません。法令や安全基準（日本：電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、JIS など／海外：UL、BSI、CSA など）を遵守しなければなりません。トレーサビリティ管理や迅速な問題解決対応も含めなければなりません。

6.2. 品質保証

品質方針の策定、PDCA サイクルによる継続的改善、組織体制整備、活動計画、責任分担、手順明示など品質マネジメントシステム（ISO9000、ISO/IATF16949、ISO13485 など）を構築・推進しなければなり

ません。

6.3. 緊急事態対応・事業継続

テロや自然災害等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、定期的な訓練を実施する必要があります。また、取り組みの実施状況を確認し、必要に応じて改善しなければなりません。

7. 個人情報・機密情報漏洩防止

7.1. サイバー攻撃対応

社内外への影響防止のため、コンピュータ・ネットワーク上の脅威（コンピュータウイルス、スパイウェア、ランサムウェア、ソーシャルエンジニアリング、標的型攻撃など）の対策を講じ、情報流出や業務停滞、信用失墜の重大リスクに備え、細心の注意を払わなければなりません。

7.2. プライバシーと知的財産の保護

サプライヤー、顧客、消費者、労働者などすべての個人情報・プライバシーについて、関連法令に従い収集・保存・処理・転送・共有を適切に行わなければなりません。特許権、著作権、商標権等の知的財産権を尊重し、技術やノウハウを移転する際には知的財産権を保護する必要があります。また、顧客およびサプライヤーなど第三者の知的財産を保護しなければなりません。

7.3. 個人情報漏洩防止策

個人情報の不正取得・利用・開示・漏洩防止のため、遵守すべき規範・方針を策定し、管理を徹底しなければなりません。

7.4. 顧客・第三者機密情報漏洩防止策

顧客や第三者などの機密情報が不正取得・利用・開示・漏洩しないよう、管理を徹底しなければなりません。

2026 年 2 月 26 日 日亜化学工業株式会社 調達管理委員会

《改訂履歴》

2026 年 2 月 制定